

VIII 学生生活

【到達目標】

- ・学生の学習意欲の向上を図るため、学習支援体制を整備する。
- ・心身両面での学生の健康管理体制を充実させる。

1 医学部・大学院医学研究科

1-1 学生への経済的支援

◎主要点検・評価項目

- ・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

【現状】

本学では、学生への経済的支援を図るために、奨学金の貸与、入学金・授業料の免除を行なっている。

奨学金は、日本学生支援機構及び民間育英団体の奨学金貸与を取り扱っている。

そのうち、日本学生支援機構の奨学制度によるものが大部分を占める。第1種奨学生（無利子）、第2種奨学生（有利子）の2種類があり、選考は基準に沿って行っており、学生への周知は入学時のオリエンテーションや「学生便覧」冊子、学生掲示板への随時掲示によっている。

平成16年度の採用者数は、日本学生支援機構の場合、第1種49名、第2種105名で、学部学生総数に対する割合は、それぞれ13.17%、28.23%である。大学院生の第1種奨学生は16名で、大学院生総数に対する割合は13.15%である。民間育英団体の奨学金の貸与を受けている者は4名で、約1%を占める。

平成17年度の採用者数は、日本学生支援機構の場合、第1種45名、第2種105名で、学部学生総数に対する割合は、それぞれ12.33%、28.77%である。大学院生の第1種奨学生は12名で、大学院生総数に対する割合は8.82%である。民間育英団体の奨学金の貸与を受けている者は5名で、1.37%を占める。

平成18年度の採用者数は、日本学生支援機構の場合、第1種49名、第2種106名で、学部学生総数に対する割合は、それぞれ13.28%、28.73%である。大学院生の第1種奨学生は7名で、大学院生総数に対する割合は5.0%である。民間育英団体の奨学金の貸与を受けている者は5名で、1.36%を占める。

平成18年度から新設された医学部6年生に対する和歌山県立医科大学修学奨学金の貸与を受けている者は4名で、6年生の6.15%にあたる。

表Ⅷ - 1 奨学金の貸与状況

(単位：名)

奨学金の名称	内外の別	給付・貸与 の別	支給対象 学生数		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
日本学生支援機構 第1種 (大学)	学外	貸与	49	45	49
日本学生支援機構 第2種 (大学)	学外	貸与	105	105	106
日本学生支援機構第1種 (大学院)	学外	貸与	16	12	7
森下仁丹奨学金	学外	貸与	1	1	1
あしなが育英会	学外	貸与	1	1	1
青峰奨学財団	学外	貸与	1	2	2
朝鮮奨学会	学外	貸与	1	1	1
和歌山県立医科大学	学内	貸与	—	—	4

平成18年度の日本学生支援機構奨学金制度利用者数は以下のとおりである。

学部学生の利用者が多いのが特徴的であり、第1種、第2種を合わせると、各クラスの3分の1から半数近くが利用者である。1年から6年までを合わせると、369人中155人となり、42%になる。

表Ⅷ - 2 日本学生支援機構奨学金の利用状況

(単位：名)

区 分	医学部					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
第1種	7	10	10	7	6	8
第2種	15	15	15	20	22	20
合計	22	25	25	27	28	28

授業料の免除については、文部科学省の基準と本学の基準に沿って、免除希望者の免除の許可・不許可選考を行い、前期と後期の2回に分けて実施している。

平成16, 17, 18年度の免除者数は、学部学生では、それぞれ延べ27名、20名、22名、大学院生は、それぞれ23名（うち海外からの留学生は17名）、24名（22名）、18名（18名）である。学部学生の中には留学生はいないが、大学院生の授業料免除者65名のうち、57名（87.7%）が海外からの留学生である。

また、研究生の場合は、それぞれ3名、3名、2名で、全員が海外からの留学生である。

表Ⅷ - 3 授業料減免者数

(単位：名)

区 分		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
学部	全額免除	12 (0)	10 (0)	7 (0)	8 (0)	9 (0)	11 (0)
	半額免除	2 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
	小 計	14 (0)	13 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	12 (0)
大学院	全額免除	13 (9)	10 (8)	12 (12)	11 (10)	9 (9)	9 (9)
	半額免除	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小 計	13 (9)	10 (8)	13 (12)	11 (10)	9 (9)	9 (9)
研究生	全額免除	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	半額免除	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小 計	1 (1)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
合 計		28 (10)	25 (10)	25 (14)	22 (11)	20 (10)	22 (10)

本学においては、外国人留学生についても、日本人学生と同様に、学業成績および世帯の収入を基準として授業料の減免を行っている。

平成18年度は、外国人留学生の大学院生16名のうち9名が全額免除されている。外国人研究生の場合は、5人中1人が全額免除されている。授業料を減免されている大学院生・研究生のほとんどが外国人留学生である。

本学では、私費留学生在が留学生の大半を占めており、その多くがアジア地域を出身地としているため、日本における生活を維持するために奨学金を必要とする者が多い。

外国人留学生のうち半数が受給しており、その60%以上が月額8～10万円である。現在、本学独自の奨学金はなく、私費留学生は日本学生支援機構や民間財団からの奨学金を受給している。奨学金受給状況は下表のとおりである。

表Ⅷ - 4 外国人留学生奨学金

受給状況

区分	学生数	なし		月 8 万円未満		月 8～10 万円	
		人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
大学院	16	8	50.0	1	6.3	5	31.3
				月 10 万円超		受給者全体	
				人数	割合%	人数	割合%
				2	12.5	8	50.0

なお、民間財団から外国人留学生に対して、援助金が毎年給付されており、毎年 2 名程度対象となっている。

本学は学生用宿舎を有していないため、外国人留学生にとって住居の確保は大きな問題である。80%以上が民間アパートに入居している。

(民間アパートに入居 13 名、その他に入居 3 名)

【点検・評価】

日本学生支援機構の奨学金への推薦や入学金・授業料の免除については、現行基準に沿って適正に行われていると評価できる。

学生への周知、選考についても適正であり、手続き等も電算化で対応している。

また、選考基準は募集案内に掲載されており、選考ソフトにより選考される。

なお、本学における外国人留学生の経済的な状況は、極めて劣悪で不安定である。

【改善・改革に向けた方策】

厳しい財政事情を考えると、学内基準の検討が必要と思われるが、教育の機会均等を保証する観点からは、本当に免除を必要とする学生が不許可になっていないか、ということも慎重に考慮する必要がある。

授業料免除の条件については、学内基準を再検討することにより、家計支持者の急変などの経済的理由で就学が困難となった学生を救済できるような体制を構築しておく必要がある。

なお、以前は外国人留学生のための奨学金に充てるよう、財団法人和歌山県医学振興会に対し学外からの寄附があったが、それに代わる制度を大学として独自に構築することが必要であ

と思われる。

1-2 生活相談等

◎主要点検・評価項目

- ・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性
- ・ハラスメント防止のための措置の適切性
- ・生活相談担当部署の活動上の有効性
- ・学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状】

医学部では、退学者数は極めて少なく、平成 16 年度に 2 名（2 年次 1 名、6 年次 1 名）があったのみで、平成 17 年度、平成 18 年度は 0 名である。平成 10～15 年度の 5 年間でも退学者は 2 名であった。

しかし、平成 9 年以前の 5 年間では 12 名の退学者があり、これは入試の募集において前期より後期の方が多かった頃に、多くの他大学への再受験者を出したことによる。入試制度の変更により、その後は他大学への再受験者はなくなっている。

表Ⅷ - 5 退学者数

(単位：名)

学 年	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	合計
16 年度	0	1	0	0	0	1	2
17 年度	0	0	0	0	0	0	0
18 年度	0	0	0	0	0	0	0

医科大学としての本学の特性を活かし、心理、人権、保健等各分野の担当教員を配置し、学生からの様々な相談に対応している。

相談員は、内科医師 1 名、精神科医師 1 名及び医学部教務学生委員会委員（教養部・基礎医学系・臨床系の教員 16 名と学生課長） 17 名から構成される。

学生には掲示及び学生便覧で周知を図り、担当窓口へ申し込む方法の他、担当教員へ直接あるいは電話・Eメール・手紙などで連絡するよう助言体制をとっている。

これらの相談内容等のプライバシー保護には十分心がけている。教育・生活相談（勉強についていけない、登校拒否など）、保健相談、人権相談（セクハラなど）など合わせて、年間 60～70 件の相談を受けている。

表Ⅷ - 6 相談体制及び相談件数

施設の名称	専任スタッフ数	非常勤スタッフ数	週当たり開室日数	年間開室日数	開室時間	年間相談件数		
						2004年度	2005年度	2006年度
保健室	0	17	5	247	8:45 ~ 17:45	54	60	72
学生相談室	0	1	3	144	水・金 17:30~ 18:30 木 9:00~11:00	-	-	9

学生の心身の健康保持・増進については、学生課学務班が主に担当している。学生に対しては、毎年一回定期健康診断を行っている。定期健康診断の検診項目は胸部単純X線、視力検査、健康調査票および内科検診である。

下の表に平成14年から平成18年までの定期健康診断の受診率を示した。学部学生の受診率は各年度とも96%を超えているが、大学院生の受診率は60~70%に留まり、特に平成17年度は50%を切っている。

表Ⅷ - 7 健康診断受診率

(単位：%)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
医学部	97.8	96.2	97.0	98.3	96.7
大学院	70.9	67.3	62.2	48.9	67.9

ハラスメント防止のための措置としては、セクシュアル・ハラスメント防止規程を制定・周知するとともに、人権侵害に対応する相談員の配置を行っている。

【点検・評価】

医学部で、入試制度の変更により他大学への再受験者がなくなったことは評価できる。現在は、医学部の勉強について行けない、コミュニケーション能力が未熟なため人間関係を構築できない、などの理由で登校拒否・引きこもり・うつ状態などに陥り、長期に休学するという例が各学年で散見される。

そのような学生に対しては、教務学生委員が中心となって積極的に学生との接触を図り、また必要に応じて精神科医師による定期的なカウンセリングを行なっていることは評価できる。学生の休学・復学・退学などについては、教務学生委員会において各学生の置かれた状況、適

性などを慎重に判断して決めており、その進路選択も含めて適切な指導を行なっている。

他方、現在のスタッフで最大限、学生や家族の相談に応じきめ細かい対応をしていることは評価できるが、臨床心理士などカウンセリングの専門家がないことは、問題点として指摘されなければならない。

定期健康診断に関しては、その受診率が高いものの全員の受診が望まれる。

また、大学院生の受診率の向上が望まれるが、社会人大大学院生が増加していることから、今後はさらに低下する可能性がある。

学内ハラスメントの防止のため、規程及び相談体制の整備を図っていることは、評価できる。

【改善・改革に向けた方策】

学生に対し、大学としての組織的な指導体制が必要である。その中には高学年になってから退学に至る者も以前はあったが、最近はほとんどない。明らかに医師としての適性を欠く場合には、早期に方向転換を図るような指導が望ましい。

また、学生が抱える諸問題に対処するためには、長期にわたる根気強いカウンセリングが必要である。常勤の教員が正規の勤務以外にそれを担当していくには限界があり、専門の職員の配置が望ましい。

社会人大大学院生のそれぞれの勤務先で定期健康診断が実施され受診しているかどうかのチェックが必要である。

1-3 課外活動

◎主要点検・評価項目

- ・学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

【現状】

学生の課外活動への支援・指導については、学生課と学生自治会が所掌し、その活動を支援する体制を取っている。これらの活動や経験を通じて、学生は社会性や広い視野を養うことができ、将来医療人として活躍する上でも大きな意味を持つと思われる。

最近、5・6時制限の大学が多い中で、本学では4時制限（授業時間は8:50~16:10）をとることによってクラブ・サークル活動のための時間的な保証をしている。本学は医科系の単科大学で学生数は少ないが、学生のほとんどが文化部か運動部のどちらかに参加しており、また複数のクラブに参加する学生も多い。

平成19年5月1日現在、体育会加盟団体は20団体であり、平成18年度の活動実績としては、全日本医科学生総合体育大会でソフトテニス部団体女子の部で準優勝、西日本医科学生総合体育大会では競技スキー部女子が総合優勝といった活躍をしている。

文化会加盟団体は4団体で、軽音楽部は毎年定期演奏会を行なっている。

(ア) 体育系 20団体：卓球、硬式テニス、ボート、男子バレーボール、女子バレーボール、ソフトテニス、サッカー、バスケットボール、ヨット、バドミントン、剣道、準硬式野球、空手、柔道、競技スキー、ラグビー、水泳、陸上競技、合気道、ゴルフ

(イ) 文化系 4団体：軽音楽部、美術部、裏千家茶道部、音楽研究会

表Ⅷ-9 クラブ活動参加状況（平成18年度） (単位：名)

学年人員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
体育系	98	83	92	62	53	49
文化系	7	46	25	14	12	26

(注) クラブ人員については延べ人数

各学年のクラブ活動の状況を見ると、各学年ともほぼ全員が何らかのクラブに加入しており、複数のクラブに加入している学生も多い。人間形成の上で課外活動から得るものは大きいので、今後もさらに多くの学生の課外活動への参加を期待する。

ほとんどのクラブには、保健看護学部の学生も加入しており、両学部の学生の親睦・交流を深める上で望ましいことである。

なお、課外活動中の事故に対しては、災害事故補償のために、「学生教育研究災害傷害保険」に入学時に一括加入させ、傷害事故が発生した場合に備えている。

クラブ施設

課外活動のための大学の施設は、以下のとおりである。

三葛グラウンド（和歌山市三葛）	14,384.01m ²
体育講義用施設（三葛グラウンド内）	187.65 m ²
体育館（アリーナ、武道館、トレーニングルーム）	1,819.12 m ²
テニスコート（3面）	2,180.00 m ²
課外活動施設（クラブハウス 22 室）	489.00 m ²

大学祭は、保健看護学部と合同で企画・運営にあたり、毎年 10 月末から 11 月初めに2日間の日程で「紀葉祭」を開催している。この大学祭には、保健看護学部との合同の学生部委員会をはじめ多くの教職員がサポートしている。

【点検・評価】

学生の課外活動、自主活動の位置付け及び支援は適切に行われていると評価する。

本学の学生数は少なく、特に体育系サークルは部員確保に苦慮しているところが多いが、サークル活動は文化系、体育系とも盛んであり、西日本医科学生総合体育大会では毎年、一定の実績を挙げている。

課外活動施設については、駐車場が少なく、また施設の周辺には民家が多いため、違法駐車 of 厳禁と騒音対策が必要となっている。

また、準硬式野球部の練習や試合のときに、周辺の民家に何度もボールが飛び、苦情が出ている。文化会、特に音楽関係のクラブの場合には、練習時の騒音のため周辺の民家から苦情が出ている。そのため大学はクラブの部長（教員）を通して夜中の練習の自粛を学生に勧告するなどの事例もあった。

なお、学生の自律的・自主的な活動を尊重しながらも、学内外での事故やトラブルの発生を避けるためにも社会人として常識ある行動がとれるよう指導することも必要となるが、現在の学生課を中心とした対応は評価できる。

【改善・改革に向けた方策】

サークル活動は、幅広い教育効果を高めることに貢献しているので、引き続き支援していく必要がある。

毎年、夏には西日本医科学生総合体育大会に向けての壮行会を行っており、学生にとっては精神的な支援となっているが、壮行会への教員の参加が年々減ってきており、課外活動に対

する教員の意識の向上が望まれる。

また、今後は学生数の増加に伴い、益々サークル活動が活発化すると予想されるので、設備、施設の更なる充実が望まれる。

なお、野球場のネットの改善・整備が必要となっており、平成 19 年度に着工、完成の予定である。

今後も、学生の自主的活動を保証し、支援の充実を図っていかねばならない。

また、課外活動における安全性の確保と学内規律の尊重ということについては、大学側のより一層の指導が必要である。

2 保健看護学部

2-1 学生への経済的支援

◎主要点検・評価項目

- ・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

【現状】

本学で行っている学生に対する経済的支援としては、奨学金と授業料減免がある。本学が紹介する奨学金には、本学独自の修学奨学金と、日本学生支援機構奨学金をはじめとする学外団体の奨学金がある。

本学独自の修学奨学金とは、卒業後、本学に看護師として就業する意思のある保健看護学部4年次生に対する修学奨学金であり、無利子で、月額50,000円と100,000円が選択できる。平成18年8月に開始されたばかりで、まだ貸与の実績がない。

平成18年度に学生に掲示した学外の奨学金制度は以下のとおりである。日本学生支援機構奨学金(貸与)、三重県病院事業庁看護師修学資金(貸与)、青峰奨学財団奨学金(給付)、在日本朝鮮人教育会奨学金(給付)、朝鮮奨学会奨学金(給付)、あしなが奨学金(貸与)、宮崎県育英資金(貸与)、日本赤十字社兵庫県支部奨学金(貸与)、大阪民主医療機関連合会奨学金(貸与)、和歌山県修学奨励金(貸与)、済生会和歌山病院看護職員修学資金(貸与)。

平成18年度の奨学生は112名で、内訳は表44のとおりである。日本学生支援機構が110名(第1種は47名、第2種は71名、重複あり)、その他の奨学金は2人である。本学の学生の約40%が、日本学生支援機構その他の奨学金を受けていることになる。

授業料減免制度は、経済的理由により授業料の納付が著しく困難であり、かつ学業が優秀であると認められる者に対し、各納期において納付すべき授業料の額の全額又は半額を免除する制度である。

平成18年度において減免の対象になった学生は9名(全額免除5名、半額免除1名、前期のみ全額免除が1名、前期のみ半額免除が1名で、後期のみ半額免除1名)であり、総額3,482,700円であった。

両制度の学生への周知については、まず入学時のオリエンテーションで募集の説明を行い、その後は学生掲示板に必要な情報を掲示している。そのほか希望があれば、随時事務室で対応し、学生に説明している。対象学生の選考は、教務学生委員会が行っている。

【点検・評価】

奨学金や授業料減免についての情報の学生への周知方法については、入学時のオリエンテーション以外にも、事務室に相談に来た学生には随時説明している。学生の緊急時(家計支持者の失職や破産、倒産、病気もしくは死亡、災害時など)には、学生の状況を把握するとともに、対象学生に対し奨学金制度などについて再度情報提供する必要がある場合がある。そういう場合も含めて、これまでの方法でおおむね周知できていると思われる。

そして、希望する者は、ほぼ奨学金なり授業料減免なりを得ているものと思われる。

ここに、新たに、卒業後の本学での就業や研究の意欲を高めるために、本学独自の修学奨学金制度を設けた。学生への周知が十分ではないせいか、この制度の活用を希望する学生はまだいないが、やがては、学生の勉学の意欲をより一層高める働きをするものと思われる。

授業料減免の件数については、財政状況の厳しい中、おおむね妥当な数であると考ええる。

【改善・改革に向けた方策】

学生が修学するうえで経済的基盤は重要である。特に本学のカリキュラムの特徴から考えて、学生が修学しながらアルバイト等での収入を期待することは困難な状況にある。

そのため今後も、経済的理由により修学が困難な状況にある学生が安心して勉学に励むことができるよう本学の学生支援制度を維持し続ける必要がある。

授業料の減免については、長引く不況などの影響で今後もこれを必要とする学生は増加すると予測される。大学の財政状況を踏まえ、よりバランスの取れた制度の運用を図っていくことが必要である。

2-2 生活相談等

◎主要点検・評価項目

- ・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性
- ・ハラスメント防止のための措置の適切性
- ・生活相談担当部署の活動上の有効性

【現状】

学生の保健衛生については、教務学生委員会の学生部門内に健康管理担当委員(平成18年度3名)を設け、以下の健康管理を行っている。

①保健室:学内での発病、負傷に対処するための救急薬品配備及び静養ベッド設置

②健康診断

i) 定期健康診断:学校保健法に基づき、全学年を対象に毎年6月末までに和歌山県立医科大学附属病院において定期健康診断を実施している。本学は、学校保健法の実施項目以外に、新入生には検尿検査及び心電図検査を追加している。また、平成18年度から、健康診断の間診表に、「学生の心の問題」を早期発見、早期治療を目的に開発されたUPI(University Personality Inventory)を導入し実施している。

ii) その他の健康管理

新入生を対象に、ツベルクリン反応検査(二段階法)、麻疹・風疹・水頭・ムンプスウイルス抗体価検査を実施している。3年次を対象に、臨地実習前に、病原性大腸菌及びサルモネラを対象とした検便検査を実施。

③学生相談:学生生活や健康に関する悩みごとについて、担当教官による相談を実施している。

平成18年12月から「学生相談室」を設置、週に1回学外カウンセラーによる学生相談を開始。

平成19年4月からは、週3回実施している。

④健康保険:自宅外通学生の病気やけがのための「遠隔地被保険者証」交付申請を勧奨している。

⑤学生教育研究災害保険:大学の教育研究活動中に被った事故による身体の障害に対して支払われる任意保険で、正課中の本契約とは別に、通学あるいは学校施設等相互間の移動中に発生した傷害事故に対して支払われる特約があり、これへの加入を勧奨している。

ハラスメント防止については、教職員は年1回、人権についての職場研修を行っている。学生には人権・同和委員会主催の人権・同和特別講義を毎年受講させている。人としての意識から職業人として身に付けておくべき意識に至る4段階の講義である。

学生へのアンケートには「ハラスメントを受けたことがありますか」という質問を入れている。学生数

人から「ある」との回答があり、人権・同和委員会を通じて対応した。

ハラスメントについての相談窓口を平成19年4月から全学的に設置した。

生活担当部署として独立したものは置いていないが、クラス担任と事務の窓口がそれに代わる役割を果たしている。担任は、1学年80名ばかりの学生を正副2名の教員が面倒を見る制度であり、学年はじめの面接で学生の状況を把握した上で、その後の個別の相談(学業、進路、友人、生活等ほとんどすべての問題)にのっている。奨学金、授業料の減免等のお金に関することについては、事務の窓口がかなり親切に対応している。その他には、平成18年12月に「学生相談室」が設置されあり、「学生の心の問題」のケアをすることになった。

【点検・評価】

学生の保健衛生における上記①から⑤の健康管理項目は、健康管理担当委員で事前に実施案が検討され、また実施後結果のまとめとともに、必要に応じて事後対策が講じられる。

また、実施後速やかに、健康管理担当委員から教務学生委員会に報告・承認される。教務学生委員会での結果は、教授会に報告され、承認を受ける。さらにまとめが和歌山県立医科大学保健看護学部年報に公表される。

人権を主題とした研修を行い、ハラスメント防止についての対応をとって来たが、具体的ではなかったように思われる。相談窓口の設置により具体的な改善が見込まれる。

独立の生活相談担当部署は設けていないが、その働き自体は他の部署の働きの中で十分に果たされているものと思われる。規模が小さい大学であり、役職をいろいろ増やすよりは、既存の仕組みを柔軟に使う、あるいはそれが働きやすいような配慮を全体とするほうが有効であると思われる。

【改善・改革に向けた方策】

学生の保健衛生への対応としては、保健看護学部内での、学内健康管理担当者の複数人数の確保(3人体制の維持)、健康診断項目の見直し(検尿、心電図、および血液検査など)とその予算化、医学部を含めた健康管理センターの設置および専属職員の配置を行っていく。

ハラスメントについての相談窓口では、真に相談者の立場に立った相談ができるような配慮が必要である。また、相談を受けた後の大学側の対応もこれからの課題である。

従来からの定期健康診断による健康管理、担任による個別相談、事務窓口対応のほか、新設した学生相談室など、できるだけ学生が相談できる機会を増やし、相談できる場所、環境の整備とともに大学機能の情報の提供について検討する。また、学生の相談ニーズを定期的に把握するため、アンケート調査などを継続的に行う。

2-3 就職指導

◎主要点検・評価項目

- ・学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状】

看護職を目指す者は、保健師・看護師の国家試験に合格し資格を得て就職が可能となる。

教務学生委員会の委員数名と4年次の学年担任がその年度の進路指導担当者となり、1年間の進路・国家試験対策に関わる指導を計画するとともに主な相談窓口となっている。他に、4年次開講のゼミナール担当教員も適宜相談を受けている。就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーは配置していない。

学内に就職・進学情報コーナーを常設し、学生が自由に閲覧して情報収集ができるようにしている。ここには、各施設から配付される資料や既卒者からの就職試験受験報告書などの資料を置いている。

また、本学部へ直接訪問があった病院等については、可能な限り進路指導担当者が応対し、適切な情報を得て学生に提供している。

3年次3月に学生への就職ガイダンスを行っている。4月には学生の進路について担任が面接を行い、状況を把握するとともに就職先の相談に応じている。また、4月には様々な分野で活躍している卒業生を招き、仕事内容や勤務体制などの情報を提供する交流会を開催している。7月には本学の附属病院の就職説明会を実施している。他の施設から学生向けに就職説明会の希望があるが、今のところは受けていない。学生は、夏季休暇を利用して、就職先の見学及び就職説明会に参加している。学生の就職活動は、5月から12月頃まで行われるが、就職の内定があり次第担任に報告している。

国家試験対策として、業者の模擬試験を数回実施するほか、学生の希望により12月～1月に補講を数時間実施している。模擬試験の結果は進路指導担当者が把握し、成績下位の学生には面接の上特別に学習指導を行っている。

平成17年度卒業生はすべてすでに看護師資格を有している者16人で、保健師国家試験は100%合格した。就職先については、県内病院へ6人(内、附属病院は3人)、大阪府の病院2人、県内の保健師3人、県外(大阪府、兵庫県)の保健師5人であった。

【点検・評価】

平成17、18年度の卒業生は、編入生(看護師資格を有している者)のため保健師の国家試験を受験したが、平成19年度卒業予定からの学部生については、卒業年次に看護師・保健師の2つの国家

試験を受験することになる。より高い合格率が維持できるように学習環境を整備し、きめ細やかな指導体制を整える必要がある。

保健師の就職は、全国的に狭き門となっているのが現状である。県内に就職希望する場合は募集人数が少ないことから約 20～30 倍程度の倍率となり、合格は極めて難しい。そうなると県外での就職をせざるを得ないことから、県内就職者が確保できないこともある。

また、保健師の就職や一部公的機関官庁等の試験は、専門科目の他に公務員試験が課せられる。現在、本学部では公務員試験に関する対策は各自に任せているが、狭き門の採用試験に合格するためには公務員試験のための対策を講じることも考えなくてはならない。

また、看護師の就職については、附属病院をはじめ県内の病院への就職率をあげ、定着するよう努力する必要がある。

【改善・改革に向けた方策】

国家試験に合格し、かつ希望就職ができるようにするには国家試験対策として、補講等により学習を強化する、教員がいつでも学生の個別指導や相談に応じられるよう指導体制を整えるなどの修学環境の充実を図っていく。

次に、県民医療充実のため附属病院への就職率を上げるべく努力をする。教育と臨床側とが互いに協力し連携することで、より質の高い教育を提供するとともに、魅力ある病院づくりに取り組んでいく。

2-4 課外活動

◎主要点検・評価項目

- ・学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

【現状】

学生の課外活動には、自治会活動、大学祭、クラブ活動があり、主な活動状況は以下のとおりである。

自治会活動は、自治会長、副会長、書記、会計による6名の役員が企画・運営にあたっており、全学生が自治会員として参加している。

自治会の主な活動は、自治会の最高決議機関である学生大会を開催し、年間計画・予算・自治会規約の確認を行っている。4月の新入生合宿研修、6月の新入生歓迎球技大会、7月のオープンキャンパスの行事に積極的に企画・参加をしている。

また、国際交流に際しても、積極的に企画・参加をしている。これらは、自治会役員や実行委員会が中心となっているが、大学教職員と連携したシステムで実行している。自治会役員と教務学生委員会の教員が不定期であるが意見交換を行い、学生活動が円滑に行われるよう配慮している。

大学祭は、医学部と合同で企画・運営にあたっており、毎年10月末から11月初めに2日間の日程で「紀葉祭」を開催している。この大学祭には、医学部との合同の学生部委員会をはじめ多くの教職員がサポートしている。

クラブ活動は、自治会のもとで各クラブに学生代表をおき、定期的活動を行っている。また、教員もクラブ部長としてその活動を支援している。現在、テニス部、ヨット部、ボート部、バドミントン部、ナーシングアート部、わくわく子育て部、茶道部、書道部、ミュージックボランティアクラブがある。その他、医学部との合同の種々のクラブ活動を行っている。このクラブ活動についても、学部教務学生委員会、医学部との合同の学生部委員会をはじめ多くの教職員がサポートしている。

地域の人々との交流のために、年に一度の地域の大清掃に学生・教職員で参加をしている。これは、学生に自主性を促す支援として積極的に大学側が働きかけを行っている。

【点検・評価】

教務学生委員会を中心に、点検・評価を行っている。2年・4年次に学生生活に関するアンケート調査を実施している。現在、各クラブに1つの部室がない状況である。自治会活動、クラブ設立についての承認を含むクラブ活動においても、医学部との合同の学生部委員会で協議し、学生活動を支援している。

【改善・改革に向けた方策】

自治会活動、大学祭、クラブ活動の更なる発展に支援を継続していきたい。

クラブ部室不足のハード面については施設上の問題もあり、すぐに対応できないが、医学部との合同のクラブも多く共同利用の利点を強化していきたい。

